

新潟市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 8 号

新潟市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

新潟市子ども・子育て支援法施行条例（平成 26 年新潟市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「法第 13 条第 1 項」を「法第 10 条の 5 若しくは法第 13 条」に、「第 30 条の 3」を「法第 30 条の 3 及び法第 30 条の 13」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同条第 2 号中「第 30 条の 3」を「法第 30 条の 3 及び法第 30 条の 13」に、「又は同項の規定」を「又は法第 14 条第 1 項の規定」に改め、同条第 3 号中「又は法第 24 条第 2 項」を「、法第 24 条第 2 項又は法第 30 条の 18 第 2 項」に、「支給認定証」を「支給認定証又は乳児等支援支給認定証」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。